

新規申請について

Ⅰ 介護保険居宅サービス事業者等の指定申請の申請期間等について

申請受付期間は、下表のとおり。（土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

事業開始日（指定日）	申請受付期間（書類補正含む）	申請予約締切日
令和7年 4月1日	令和7年 2月20日～令和7年 3月10日	令和7年 2月19日
令和7年 5月1日	令和7年 3月21日～令和7年 4月10日	令和7年 3月19日
令和7年 6月1日	令和7年 4月17日～令和7年 5月 9日	令和7年 4月16日
令和7年 7月1日	令和7年 5月20日～令和7年 6月10日	令和7年 5月19日
令和7年 8月1日	令和7年 6月20日～令和7年 7月10日	令和7年 6月19日
令和7年 9月1日	令和7年 7月22日～令和7年 8月 8日	令和7年 7月18日
令和7年10月1日	令和7年 8月20日～令和7年 9月10日	令和7年 8月19日
令和7年11月1日	令和7年 9月22日～令和7年10月10日	令和7年 9月19日
令和7年12月1日	令和7年10月20日～令和7年11月10日	令和7年10月17日
令和8年 1月1日	令和7年11月20日～令和7年12月10日	令和7年11月19日
令和8年 2月1日	令和7年12月17日～令和8年 1月 9日	令和8年12月16日
令和8年 3月1日	令和8年 1月20日～令和8年 2月10日	令和8年 1月19日

【留意点】

※申請書類の補正期間を確保するため、初回の来庁は、事業開始日（指定日）の前々月末までとします。

（例）7月1日指定の場合・・・初回来庁は、5月20日から5月31日まで

補正期間は、6月1日から6月10日まで

※上表に掲げる申請受付期間以外は、当該事業における指定申請の受付等はいりません。

※上表に掲げる申請受付期間等については、変更となる場合があります。

※申請の予約は、事業開始日（指定日）の3か月前から受付します。

（1）申請

指定を受けるにあたっては、上記の期間内に申請書を提出し、「受理」されることが必要です。

（書類に不備があり、その補正が完了しないものについては、受理できません。）

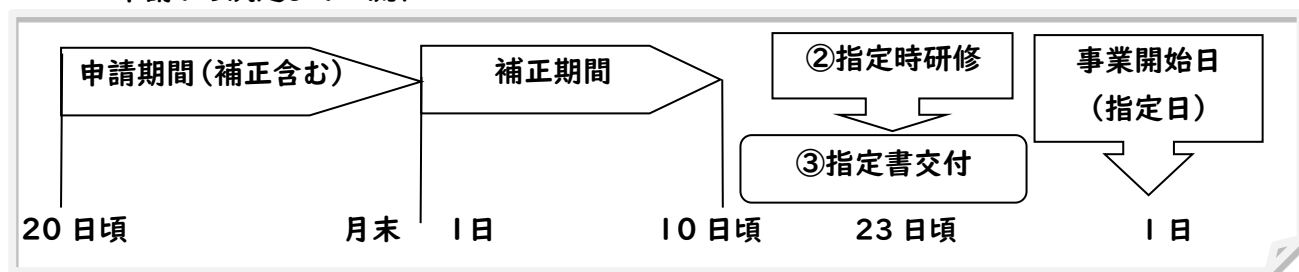
介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他、事業を行うについて遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが前提となります。

関係する部署で、必ず事前に確認をしてください。

（2）指定事業者の決定

審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定します。

申請から決定までの流れ



(3) 指定申請受付について

指定申請について、完全予約制としております。「申請予約締切日」までに、必ず電話等で予約の上、ご来庁下さい。(予約されていない場合は、受付できませんのでご注意ください。)

2 事前協議が必要な居宅サービス事業者等の受付期間等について

(1) 事前協議が必要なサービス

通所介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、地域密着型(介護予防)サービス及び介護保険施設、第1号通所事業。

新築等の工事の前に事前協議が終了していることが必要です。

(2) 事前協議の受付期間

事前協議の受付は、下表のとおり。(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

事前協議受付期間	事前協議予約締切日
令和7年 2月12日～令和7年 2月19日	令和7年 2月10日
令和7年 3月12日～令和7年 3月19日	令和7年 3月11日
令和7年 4月13日～令和7年 4月18日	令和7年 4月11日
令和7年 5月12日～令和7年 5月19日	令和7年 5月 9日
令和7年 6月12日～令和7年 6月19日	令和7年 6月11日
令和7年 7月14日～令和7年 7月18日	令和7年 7月11日
令和7年 8月12日～令和7年 8月19日	令和7年 8月8日
令和7年 9月12日～令和7年 9月19日	令和7年 9月11日
令和7年10月14日～令和7年10月17日	令和7年10月10日
令和7年11月12日～令和7年11月19日	令和7年11月11日
令和7年12月12日～令和7年12月19日	令和7年12月11日
令和8年 1月13日～令和8年 1月19日	令和8年 1月 9日

(3) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約締切り(原則、毎月10日前後となります。)

②事前協議(原則、毎月12日～19日の期間となります。)

※指定申請にあたっては、介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他事業を行うについて遵守すべき関係法令、条例等に適合が前提となります。

必ず事前に、関係部署で確認をしてください。

③施設建築、改修 ※指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約締め切り(原則、事業開始前々月18日前後となります。)

⑤老人福祉法による設置届出

※介護保険法による通所介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設を実施する場合には、老人福祉法第15条第2項、同条第3項の届出が必要となります。

- ⑥ 介護保険法による指定申請（原則、事業開始前々月 20 日～前月 10 日の期間）

※建築、改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

- ⑦ 現地調査（原則、事業開始前月 12 日～19 日の期間）

- ⑧ 指定時研修受講（20日期限） ※動画研修

- ⑨ 指定書発送（25日前後）

- ⑩ 事業開始（1 日）